

この資料では、投資信託の一般的な知識および、立花証券ストックハウスでのお取引についての概要を説明しています。

投資に際しては、取扱商品・手数料などホームページの記載事項や目論見書、目論見書の「収益分配金に関する留意事項」、取引規程、取引ルール等をよくお読みいただき商品・取引の仕組みやリスクなどを十分にご理解の上、ご本人の判断と責任においてお取引ください。

【投資信託について】

- ・買付時の手数料は無料ですが、信託報酬等の諸経費をご負担いただきます。
- ・信託報酬は、純資産総額に対して年率2.585%（税込）を乗じた額を上限とし、ファンドによって異なります。
- ・ファンドによって、換金時に信託財産留保額をご負担いただきます。その額は、約定日の基準価額に0.5%を乗じた額を上限とし、ファンドによって異なります。
- ・ファンドには、信託財産の監査、投資対象の売買手数料、資産の保管、信託事務の処理、等の諸費用（それらにかかる消費税含む）がかかり、信託財産から支払われます（ファンドによっては、マザーファンドなど投資対象有価証券にかかる費用含む）。これら諸費用は、保有期間や売買条件、額、運用状況等に応じて料率や金額が異なるため、その料率や金額を予め明示することができません。
- ・ファンドは、組み入れた有価証券等の価格や市況・金利・為替相場等の変動、発行者の業務・財産状況の変化等により基準価額が上下し、損失が生じる恐れがあります。また、ファンドによっては、株式指標等に連動する性格をもたせているため、同指標等の価格変動より基準価額が上下し、損失が生じる恐れがあります。
- ・ブル（レバレッジ）型、ベア（インバース）型の投資信託の価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。

上記の理由から、ブルベア型の投資信託は、中長期にわたる投資の目的に適合しない場合があります。

ブルベア型の投資信託は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。

レバレッジ型・インバース型ETF等への投資に係る注意事項 (https://t-stockhouse.jp/common/caution_etf_leva_inverse/)

目次

- P 1 投資信託とは？
- P 2 立花証券ストックハウス投資信託の取引の条件(概要)
- P 3 取引時間は？
- P 4 種類は？(制度上)
- P 5 種類は？(運用対象上)
- P 6 投資信託のリスクは？
- P 7 詳細情報を知るには？
- P 8 購入の流れ
- P 9 解約の流れ
- P10 コストは？
- P11 税金は？
- P12 分配金とは？
- P13 毎月分配型とは？①
- P14 毎月分配型とは？②
- P15 通貨選択型とは？
- P16 ～知っておきたい用語①～
- P17 ～知っておきたい用語②～
- P18 証券総合取引口座を開設するには？
- P19 証券総合取引口座を開設するには？（口座開設の手続きに関する書類）
- P20 証券総合取引口座を開設するには？（本人確認書類）
- P21 証券総合取引口座を開設するには？（個人番号確認書類）

投資信託とは？

投資信託（ファンド）とは、投資家から集められたお金をひとつの大きな資金としてまとめ、運用のプロが国内・海外の株式や債券などに投資する金融商品です。そして、その成果が投資家それぞれの投資額に応じて分配される仕組みをっております。

集めた資金をどのような対象に投資するかは、投資信託ごとの運用方針に基づき運用のプロが行います。

投資信託の運用成績は市場環境などによって変動します。投資信託の購入後に投資信託の運用がうまくいって、利益が得られることもあれば、運用がうまくいかず投資した額を下回って、損をすることもあります。

投資信託の運用によって生じた損益は、それぞれの投資額に応じてすべて投資家に帰属します。

投資信託は元本が保証されている金融商品ではありません。銀行の預金などとは違う点に注意が必要です。

・1万円程度の金額から購入できます

通常、株式や債券の投資には、ある程度まとまった資金が必要になりますが、投資信託であれば1万円程度から始めることができます。

・豊富な選択肢があります

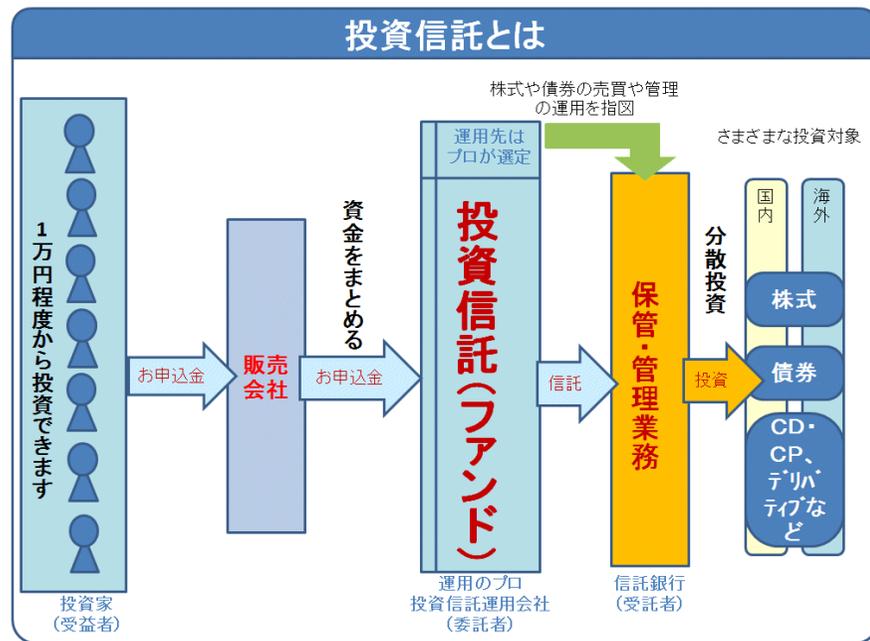
日本株はもちろんのこと、世界中の株式、新興国（エマージング諸国）の債券に投資する商品もあるので、個人では難しい投資対象にも投資できます。

・プロにより投資・運用されます

株式や債券などの投資に必要な知識、手法を個人で身につけるのは難しく、また個人では買えない、買にくい海外の株式や債券、特殊な金融商品を投資家に代わって、投資のプロ集団である運用会社が考え実行します。

・株式や債券などの分散投資によるリスク軽減ができます

個人の場合、自分だけで分散投資しようとする多額の資金が必要となりますが、投資信託は投資家から小口資金を集めて、運用のプロがさまざまな資産に分散投資するので、値下がりした銘柄があっても別の銘柄の値上がり期待されるなど、投資のリスクが軽減できます。



立花証券ストックハウス投資信託の取引の条件(概要)

当社ストックハウスでは、証券総合取引口座を開設された方は、どなたでもお取引ができます。

- ◆買付時の手数料は無料です。
- ◆信託報酬は純資産総額に対して年率2.585%（税込）を乗じた額を上限とし、ファンドによって異なります。
- ◆ファンドによって、換金時に信託財産留保額をご負担いただきます。その額は、約定日の基準価額に0.5%を乗じた額を上限とし、ファンドによって異なります。
- ◆ファンドによっては分配金が支払われます。（支払いの有無はファンドによって異なります。）

※支払われた分配金を受け取る「分配金受取コース」、支払われた分配金を再投資する「再投資コース」がありますが、当社ストックハウスでお取り扱いしている投資信託は**分配金受取コースのみ**ですので、予めご注意ください。

当社ストックハウスのファンドごとの詳細については、
投資信託専用サイト『ファンド検索』 → <https://kabuka.t-stockhouse.jp/fund/> をご確認ください。

ファンドには、信託財産の監査、投資対象の売買手数料、資産の保管、信託事務の処理、等の諸費用（それらにかかる消費税含む）がかかり、信託財産から支払われます（ファンドによっては、マザーファンドなど投資対象有価証券にかかる費用含む）。

これら諸費用は、保有期間や売買条件、額、運用状況等に応じて料率や金額が異なるため、その料率や金額を予め明示することができません。

※分配金や売買益には20.315%の税率で税金が課せられますが、当社ストックハウスでは、**NISA口座開設後に同口座で購入された方は、毎年120万円を上限とする新規購入分を対象に、最長5年間、分配金や売買益が非課税となります。**

取引時間は？

当社ストックハウスでは、購入および解約のご注文締め切り時間は、一部の銘柄を除き(*1)各営業日の15:00です。各営業日15:00～15:30は売買停止時間。ご注文の受付再開は15:30かで、翌営業日以降のご注文となります。

各ファンド毎に、申込受付日、成立日「約定日」、決済が行われる「受渡日」が異なります。当社ストックハウスでお取り扱いしているファンドについては、『ファンドの約定日・受渡日・NISA取扱一覧』→ <https://t-stockhouse.jp/material/pdf/product/fund/fund.pdf> をご確認ください。

なお、海外の株式・債券等で運用されるファンドの場合、対象市場・現地銀行が休業日の場合には、申込受付日が変わります。ご入力された注文は、入力日以降で、委託会社が買付・売却を付ける直近日付となります。

ご注文入力後、注文照会画面にて、成立日（約定日）および受渡日をご確認ください。

(*1) SBI日本株4.3ブル、SBI日本株3.8ベアⅡ、楽天日本株トリプル・ブル、楽天日本株4.3倍ブル、楽天日本株3.8倍ベアⅡ、楽天日本株トリプル・ベアⅤの注文締め切り時間は、各営業日14:30です。

※休業日については、注文入力画面でご確認いただけます。

種類は？(制度上)

1) 購入できるのはいつか？

原則として、いつでも購入できるタイプと、投資信託が当初設定される期間だけ購入できるタイプがあります。

- ・ 単位型・・・投資信託が当初設定される期間(当初募集期間)にのみ購入できる
- ・ 追加型・・・原則的に、投資信託が運用されている期間中いつでも購入できる

2) 分配金の扱いは？

年1回以上決算が行われ、運用で得られた収益がある場合には、その一部が投資信託の分配方針に沿って「分配金」として投資家に支払われます。分配金の扱いは2タイプあります。

- ・ 分配金受取型・・・あらかじめ決められた決算のつど分配金を受け取ることができる
- ・ 再投資型・・・あらかじめ決められた決算のつど分配金を受け取るのではなく、計上された分配金が再投資される

※当社ストックハウスでお取り扱いしている投資信託は、分配金受取コースのみですので、あらかじめご注意ください。

3) 運用方法は？

- ・ インデックス運用・・・特定の指数に値動きが連動するように運用が行われる
- ・ アクティブ運用・・・運用会社の投資・運用のプロ(ファンドマネージャー)が銘柄や売買のタイミングを決めるタイプで、運用がうまくいけば市場平均を上回る投資成果が期待できる

種類は？(運用対象上)

運用上の投資対象としては、投資信託協会が統一的な投資信託の分類を定めております。

協会が定めている商品分類では、投資信託がどの資産に対して主に投資して収益の源泉とするのかによって分類されています。この分類は、ファンドの運用会社が発行する投資信託説明書（交付目論見書）の表紙などに記載されています。

この分類に基づいて、当社ストックハウスでは独自に分類し、注文画面で下表の分類の投資対象地域（詳細）と投資対象資産の組合せで選べるよう表示しております。

投資対象地域	投資対象資産	投資対象地域（詳細）
国内	株式	日本
海外	債券	グローバル
内外	資産複合	エマージング
	不動産	アジア・オセアニア
	その他資産	北米
	商品・資源（※）	欧州
	ブル・ベア（※）	中南米
		中近東・アフリカ

（※）当社ストックハウスでは、商品・資源、ブル・ベアは組合せはなく、単独で表示しております。

また、上記の表で分類したファンドで為替リスクを軽減するオプションを盛り込んだ「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」を選べるものもあります。

上記の表の組合せによるファンドは、株式に投資できる旨を約款で記してある株式投資信託のケースですが、株式に投資できる旨を約款で記していない公社債投資信託（中期国債ファンド、MMF、MRF）もあります。

投資信託のリスクは？

投資信託には、以下のリスクがあります。

【価額変動リスク】

組み入れた株式、債券及び商品等の価格変動に基づいて基準価額が下落することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【信用リスク】

組み入れた株式、債券及び商品等の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【為替リスク】

外貨建て投資信託は、上記に加え外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【契約解除の制限】

クローズド期間がある場合は、クローズド期間中に換金することができませんのでご注意ください。

◆ETF(株価指数連動型上場投資信託)

【価格変動リスク】・・・組み入れた株式などの値動き等により基準価額が上下しますので、これにより投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【信用リスク】・・・組み入れた株式などの発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【為替リスク】・・・外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【その他】・・・株価指数等に連動する投資成果を目指し運用しますが、指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組み入れない場合がある等の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

◆REIT(上場不動産投資信託(会社型))

【価格変動リスク】・・・不動産市況の見込みや賃貸料の変動等に基づく基準価額の変動により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【信用リスク】・・・発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【その他】・・・関連する税法の運用・将来的な変更によっては、当初予定していた経済効果が得られないリスクがあります。また、通常の国内株式、上場出資証券同様の市場で売り買いされる商品であり、それらと同様の投資リスクもありますのでご注意ください。

詳細情報を知るには？

投資信託についての投資判断に必要な重要事項を記載している投資信託説明書(交付目論見書)があります。以下の記載項目や記載順序はすべてのファンドで統一されているので、内容をわかりやすく比較することができます。

1) ファンドの目的・特色

何を目的として、どこの何に投資しているか。ファンドの仕組みはどうなっているかなどが記載されています。

2) 投資のリスク

価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、商品ごとにどのようなリスクがあるかについて記載されています。

3) 運用実績

基準価額や純資産総額の推移、分配金の推移、年間収益率の推移等、投資信託の過去の運用実績を確認できます。(新設されたファンドには実績はありません。)

4) 手続・手数料等

ファンドの購入単位、購入時の手数料や運用中の運用管理費用(信託報酬)、ファンドにかかる税金等、ファンドにかかる諸経費等について記載されています。

投資信託説明書には、交付目論見書の他に投資家から請求があった際に交付する請求目論見書があります。請求目論見書には、ファンドの沿革や経理状況といった追加的な情報が記載されています。

また、購入後の投資信託がどのように運用され、その結果どうなったかなどについて、決算期ごとに運用会社によって作成・送付される「運用報告書」があります。

◆その他の情報源について

投資信託の基準価額や、購入した投資信託の運用成績などの情報を得るための、主な情報源として、運用会社、販売会社、投資信託協会、評価機関のホームページがあります。また、主な追加型の株式投資信託の基準価額は、「日経新聞」「朝日新聞」「読売新聞」「毎日新聞」などの日刊新聞に記載されています。

購入の流れ

投資信託の販売会社(証券会社、銀行などの金融機関)で証券総合口座を開設し、買付けに必要な現金を入金します。
(以下、当社ストックハウスでの投資信託の購入の流れ)

①購入可能時間の確認



一部の銘柄を除き(*1) 各営業日の15:00迄です。各営業日15:00~15:30は売買停止。ご注文の受付再開は15:30からとなり、翌日の購入申込受付分となります。ファンドによって成立日、受渡日が異なりますので、ご注文入力後、注文照会画面にて成立日(約定日)および受渡日をご確認ください。

(*1) SBI日本株4.3ブル、SBI日本株3.8ベアII、楽天日本株トリプル・ブル、楽天日本株4.3倍ブル、楽天日本株3.8倍ベアII、楽天日本株トリプル・ベアVの注文締切時間は、各営業日14:30迄。

②購入金額の確認



ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものを「基準価額」と呼び、この価額が購入・解約時の基準となります。通常は「1万口あたり」で表示されます。一部ファンドは、金額指定で購入できます。金額指定の場合は、口数指定とは逆にご入力になられた額と成立基準価額から、購入口数が算出されます。毎日の時価単価である「基準価額」は、申込当日の証券取引所の終値に基づいて計算されるため、申込時点ではまだ算出されておられません。つまり、申込んだ時点では、いくらで買えるかはわからないので、買付画面上では、「参考買付基準価額」として前日時点の「基準価額」が表示され、口数指定でのご注文の場合には、この10%増しの価額を仮の購入金額として計算して、注文確認画面上に表示します。

③目論見書の確認



当社ストックハウスの証券口座ログイン後の上メニューで、[投資信託]-[買付]画面で、投資信託の一覧から目的のファンド名を選択すると、投資信託説明書(目論見書)、目論見書補完書面のPDF閲覧画面が表示されます。この2書面PDFの内容をよくお読みいただき、商品・取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただいてから、購入の判断をしてください。

④手数料の確認

投資信託の手数料には、大きく分けて販売手数料と信託報酬があります。販売手数料とは、販売会社に支払われる手数料で、購入時にだけかかる手数料です。信託報酬は、投資信託の運用と管理のために保有期間中ずっとかかる手数料で、販売会社、運用会社、および受託銀行の3社間で按分されて、日々の基準価額から差し引かれます。購入時にかかる手数料については、目論見書補完書面に記載されております。

購入時にかかる申込手数料(税込)、信託報酬については、投資信託専用サイト『ファンド検索』 → <https://kabuka.t-stockhouse.jp/fund/> でも確認できます。

解約の流れ

原則、いつでも解約による換金手続きができます。（以下、当社ストックハウスでの投資信託の解約の流れ）

①解約可能時間の確認



一部の銘柄を除き(*) 各営業日の15:00迄です。各営業日15:00～15:30は売買停止。ご注文の受付再開は15:30からとなり、翌日の解約申込み受付分となります。ファンドによって、成立日、受渡日が異なりますので、ご注文入力後、注文照会画面にて、成立日（約定日）および受渡日をご確認ください。

(*) SBI日本株4.3ブル、SBI日本株3.8ベアⅡ、楽天日本株トリプル・ブル、楽天日本株4.3倍ブル、楽天日本株3.8倍ベアⅡ、楽天日本株トリプル・ベアⅤの注文締切時間は、各営業日14:30迄です。

②解約方法



ファンドの純資産総額を受益権総口数で割った数値である「基準価額」が購入・解約時の基準となります。通常は「1万口あたり」で表示されます。一部ファンドには購入時に金額指定を選択できますが、**解約時は口数の一部指定もしくは全部指定となります。金額指定の解約はできませんのでご了承ください。**

③解約金額の確認



投資信託を解約する際の価額は、購入の時と同様に、基準価額がベースになります。そのため、解約を申し込んだ時点では、いくら換金できるかは分かりません。国内の株式や債券を主な投資対象とするファンドは通常、申込日の基準価額が換金価額のベースとなり、海外の株式や債券を主な投資対象とするファンドは通常、申込日当日ではなく、翌日の基準価額が換金価額のベースになります。

④信託財産留保額の確認

ファンドによっては、解約の際に信託財産留保額（信託財産留保金）というコストが掛かります。これは、投資信託の解約によって生じる組み入れ有価証券などの売却費用を、途中で抜ける投資家に払ってもらうという趣旨のもので、これによって解約せずに保有し続ける投資家と、途中で抜ける投資家との間で公平性が図られています。

信託財産留保額がかかるファンドの解約については、基準価額から信託財産留保額が差し引かれた価格が換金価額になります。信託財産留保額については、投資信託説明書（目論見書）で確認できます。

投資信託専用サイト『ファンド検索』 → <https://kabuka.t-stockhouse.jp/fund/> でも確認できます。

コストは？

投資信託の取引を行う際には以下のコストがかかります。

購入時	運用期間中（保有時）	解約換金時
<p>◆販売手数料…買付け時の申込み手数料</p> <p>※当社ストックハウスの取扱ファンドは、無料です。</p>	<p>信託財産から間接的に差し引かれる費用</p> <p>◆信託報酬…ファンドの運営を行う各関係会社(投信会社、受託銀行、販売会社)が受け取っている報酬</p> <p>※当社ストックハウスでは、純資産総額に対して年率2.585%(税込)を乗じた額を上限とし、ファンドによって異なります。</p> <p>◆監査報酬…投資信託が監査法人による監査を受けるための費用</p> <p>◆その他の費用…証券取引に伴う手数料等、信託事務の諸費用、借入金の利息などにかかる費用</p> <p>※信託財産の監査、投資対象の売買手数料、資産の保管、信託事務の処理、等の諸費用(それらにかかる消費税含む)がかかり、信託財産から支払われます(ファンドによっては、マザーファンドなど投資対象有価証券にかかる費用含む)。これら諸費用は、保有期間や売買条件、額、運用状況等に応じて料率や金額が異なるため、その料率や金額を予め明示することができません。</p>	<p>◆信託財産留保額(信託財産留保金)…投信会社はその投資家に支払う解約金を準備するために株式や債券等を売却してかかる費用で、解約者本人に支払ってもらうことになる費用です。かからないファンドもあります。</p> <p>※当社ストックハウスでは、約定日の基準価額に0.5%を乗じた額を上限とし、ファンドによって異なります。</p> <p>※解約時に販売会社に支払う手数料で、解約手数料がかかる場合もあります。</p>

税金は？

投資信託から生じる利益には「分配金」と解約で生じる「譲渡益」の2種類があります。これらの利益にはそれぞれ税金がかかりますが、その税金の取扱いは「株式投資信託」と「公社債投資信託」とで異なります。

◆株式投資信託の税率

株式投資信託の 分配金・譲渡益	2013年	2014年～
	10.147% (※)	20.315% (※)

(※)2013年1月1日から2037年12月31日(25年間)、復興特別所得税として所得税額に2.1%を乗じた金額が上乘されております。

(※)上場株式等・公募株式投資信託の譲渡損失と配当金・分配金は、確定申告することで損益通算できるようになっておりましたが、2010年1月からは特定口座(源泉徴収あり)において、それらの譲渡損失と配当金・分配金の損益通算が可能となり、確定申告なしで損益通算が可能となりました。

(※)2014年1月から、2013年までの軽減税率10%に代わる個人投資家への税制優遇策として「NISA(ニーサ)」が導入されました。**NISA口座開設後に同口座で購入された方は、毎年120万円を上限とする新規購入分を対象に、最長5年間、分配金や売買益が非課税となります。**

◆公社債投資信託の税率

「分配金」と、解約で生じる収益に対して20%の源泉分離課税が課されます。(2013年以降は、公募株式投資信託同様、復興特別所得税がかかるため、税率は20.315%となります。)

【特定口座について】

個人投資家の納税にかかわる負担を軽減するために設けられた仕組みが、「特定口座」制度です。特定口座には、「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」の2種類があり、いずれも販売会社ごとに開設することができます。

口座区分	年間取引の損益計算	税金の支払い
特定口座(源泉徴収あり)	販売会社が計算	販売会社による源泉徴収のみで完結
特定口座(源泉徴収なし)	販売会社が計算	投資家自らが確定申告しますが、申告を簡易にするための書類を販売会社が作成
一般口座	投資家自らが計算	投資家自らが確定申告を実施

損益=売却価格-(取得費+委託手数料等)

現物株式同様に、売却が発生する都度、総平均法に準ずる方法により譲渡損益の計算を行います。(同一銘柄について、その一部を売却された場合は、先に取得したものから順次売却されたものとして所有期間の計算を行います)

分配金とは？

投資信託の運用の結果、得られた収益を口数に応じて決算ごとに投資家に分配するお金です。分配金を出すかどうか、またはどのくらいの額を出すのかは、投資信託の約款や投資信託協会の規則に基づいて運用会社が決定するため、状況によっては分配金が出ないこともあります。

分配金は、分配金の額や個別元本の額により、「普通分配金」／「元本払戻金（特別分配金）」に分かれます。分配金をお支払いした後の基準価額が、お客様の個別元本と同額又は上回る場合にはその分配金額が「普通分配金」となり、所得税・住民税が源泉徴収されます。

徴収税率は、2013年12月までは軽減税率が適用されているため、10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、2014年1月から20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（※1）の税率となります。

分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本を下回る場合には、その下回った額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、元本の一部払い戻しに相当するため、非課税扱いとなります。

（※1）東日本大震災からの復興財源を確保するため、2013年1月1日から2037年12月31日まで（25年間）、復興特別所得税として所得税額に2.1%を乗じた金額が上乗せされております

◆分配金を受け取るための購入方法

分配金のお受け取りは、ファンドの決算日の前営業日約定分までが、対象となります。

そのため、購入に際して申込日当日の基準価額が適用されるファンドの場合は決算日の前営業日申込分、申込日翌営業日の基準価額が適用されるファンドの場合は決算日の前々営業日申込分、までのお買い付けであれば、分配金を受け取れます。

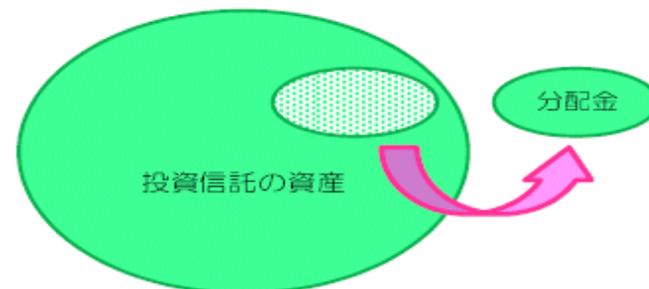
※当社の営業日であっても、ファンドによっては申込みを受け付けない日があります。（海外運用ファンドで、現地市場が休業日の場合など）

※各ファンドの決算日は、投資信託説明書（目論見書）でご確認ください。

毎月分配型とは？①

投資信託の分配金は、預貯金の利息と異なり、投資信託の純資産から支払われます。そのため分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）

◇計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

ケース A



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）
- ②有価証券売買・評価益（経費控除後）
- ③分配準備積立金
- ④収益調整金

前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、

ケース A :

分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円

次のページでは、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合を見てみます。→

毎月分配型とは？②

◇計算期間中に発生した収益を越えて支払われる場合

ケースB

前期決算から基準価額が上昇した場合



ケースC

前期決算から基準価額が下落した場合



前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、
ケースB：

分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

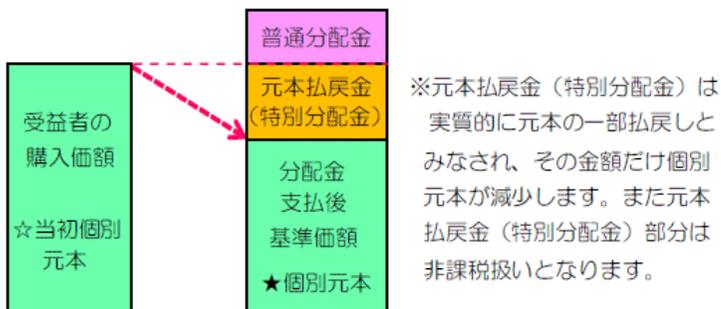
ケースC：

分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=100円

A、B、C、のケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし、すべてが実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります

◇分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



◇分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



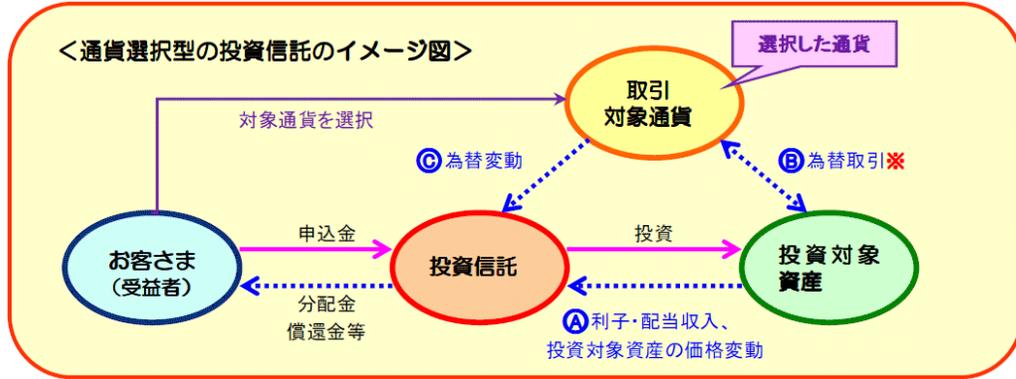
普通分配金：
個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：
個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型とは？

- ◆通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資信託対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。
- ◆通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

通貨選択型投資信託の収益／損失に関するご説明



※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

$$\text{収益の源泉} = \text{利子・配当収入 投資対象資産の価格変動} + \text{為替取引による プレミアム／コスト} + \text{為替差益／為替差損}$$

収益を得られるケース	<ul style="list-style-type: none"> 投資対象資産の市況の好転（金利の低下等）* <p>投資対象資産（債券等）の価格の上昇</p> <p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引対象通貨の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利を上回る <p>プレミアム（金利差相当分の収益）の発生</p> <p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引対象通貨が対円で上昇（円安） <p>為替差益の発生</p> <p>C</p>
損失やコストが発生するケース	<ul style="list-style-type: none"> 投資対象資産の市況の悪化（金利の上昇、発行体の信用状況の悪化等）* <p>投資対象資産（債券等）の価格の下落</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引対象通貨の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利を下回る <p>コスト（金利差相当分の費用）の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引対象通貨が対円で下落（円高） <p>為替差損の発生</p>

*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類（債券、株式、不動産等）により異なります。

①投資対象資産による収益(左図 **A** 部分)

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- ・逆に投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

②為替取引によるプレミアム収益(金利差相当分の収益)(左図 **B** 部分)

- ・「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
- ・逆に「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
- ・「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)やコスト(金利差相当分の費用)は発生しません。

※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③為替変動による収益(左図 **C** 部分)

- ・左図 **B** 部分とは異なり、左図 **C** 部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」（円を除く。以下同じ）の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「選択した通貨」の対円レートが上昇(円安)した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が発生します。

～知っておきたい用語①～

◆基準価額

投資信託に組入れられている株式や公社債等をすべて日々評価し、資産総額を算出したものから投資信託の運用コスト部分を差し引き、受益権口数で割ったもの。通常、1口当たり又は1万口当たりの基準価額が公表されています。

◆償還

償還とは、投資信託の運用が終了して、保有投資信託が現金化されることです。

償還には、予め定められた期日を満了して償還になる場合(信託期間満了)と、満了日以前に償還になる場合(繰上償還)があります。

※償還金は、原則、償還日(休日の場合は繰り下げ)の翌営業日に当社ストックハウスのお客様口座へ入金されます。

◆償還乗換優遇

償還された投資信託の償還金額(税引後)の範囲内で、かつ、同一金融機関で償還後一定期間内に投資信託を買い付ける際に、買付手数料が無料または割引になる制度です。

※当社ストックハウスでは、投資信託の償還乗換優遇は実施していません。

◆ファミリーファンド

あるファンド(=ベビーファンド)が、特定のファンド(=マザーファンド)に投資する形態のファンドで、ベビーファンド・マザーファンドを総称してファミリーファンドと呼びます。

◆ファンドオブファンズ

複数のファンドに投資するファンドを、ファンドオブファンズと呼びます。

色々な運用方針のファンドに分散投資することにより、より広範囲な分散投資を可能にしたファンド形態です。

～知っておきたい用語②～

◆販売会社・委託会社・受託会社

販売会社(証券会社等)・・・

投資家からの購入・解約の受付、投資信託説明書の交付、収益分配金の支払いなどを行う会社です。

委託会社(～～投信投資顧問、～～投資信託委託、等)・・・

ファンドの運用の指図、投資信託説明書や運用報告書の作成を行う会社です。

受託会社(～～信託銀行、等)・・・

委託会社からの指図に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行う会社です。

◆クローズド期間

「換金禁止期間」のこと。

投資信託において、運営上の理由で、この期間を設けている投資信託があります。クローズド期間中は、目論見書に定めている特別理由に該当しない限り、換金できません。投資信託購入の際には、十分に確認する必要があります。

◆個別元本

投資家ごとの受益権の価額(手数料・消費税含まず)をいいます。

同一のファンドを複数回に渡って購入した場合、加重平均により算出されます。

なお、元本の一部払い戻しに相当する「元本払戻金(特別分配金)」が支払われた場合には、当該金額を減額して個別元本が算出されます。

◆取得価額

手数料・消費税を含めた、買付価額です。

同一のファンドを複数回に渡って購入した場合、加重平均により算出されます。

なお、元本の一部払い戻しに相当する「元本払戻金(特別分配金)」が支払われた場合には、当該金額を減額して取得価額が算出されます。

証券総合取引口座を開設するには？①

当社ストックハウスで投資信託をご購入する場合には、証券総合取引口座を開設する必要があります。口座開設の方法としては、以下2つの手続き方法があります。

詳しくはこちら → <https://t-stockhouse.jp/account/>



当社ストックハウスのホームページ (<https://t-stockhouse.jp/>) の口座開設画面より入力していただいた内容を、お客様ご自身で印刷していただきます。本人確認書類等を同封の上、弊社宛に郵送していただきます。
※プリンターとA4用紙10枚、長形3号封筒をあらかじめご用意ください。



当社ストックハウスのホームページ (<https://t-stockhouse.jp/>) の口座開設画面より入力していただきます。当社からお客様へ口座開設申込書を郵送いたします。
郵送された口座開設書類に、署名・捺印の上、本人確認書類等を同封してご返送ください。

次のページでは、口座開設に関する必要事項をWEB画面からご入力、もしくは当社から届いた書類記入と手続き完了までの流れ →

証券総合取引口座を開設するには？手続きに関する書類

【口座開設の手続きに関する書類】

◆ 当社ストックハウスの「総合取引口座開設申込書」

WEB口座開設画面からご入力いただいた書類

- ・通常口座開設は、当社からお客様へ送付
- ・クイック口座開設は、お客様ご自身で印刷

◆ WEB閲覧による確認書面

1. 「お取引総合規定集」
2. 「MRF投資信託説明書(交付目論見書)」
3. 「投資信託目論見書補完書面」
4. 「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替・上場有価証券の取引に関する説明書」

以上の4書面の内容をよくお読みください。

◆ 必要事項が記入された下記書類を当社へご提出していただきます。

- ・当社ストックハウスの「総合取引口座開設申込書」
- ・本人確認書類（詳細は20ページ）
- ・個人番号確認書類（詳細は21ページ）
- ・特定取引を行う者の届出書

当社にて登録手続きが完了しましたら、お取引に必要な口座番号等を記載した完了通知を簡易書留（転送不要）にてお客様へ郵送いたします。

(注) お取引口座開設をお断りする場合もございますが、理由については開示しておりません。あらかじめご了承ください。

お子様口座、法人口座につきましては当社ストックハウスHPをご確認ください。

証券総合取引口座を開設するには？（本人確認書類）

◆本人確認書類（以下のうち、いずれか2通）

	本人確認書類の名称	ご注意事項
①	運転免許証	<ul style="list-style-type: none">・住所、氏名変更がある場合は、裏面のコピーも必要です。・公印も鮮明にコピーしてください。
②	各種保険証	<ul style="list-style-type: none">・ご住所の記載漏れがないか確認してください。・カード型の場合は、裏面のコピーも必要です。
③	住民基本台帳カード（顔写真付のもの）	<ul style="list-style-type: none">・住所、氏名、生年月日の記載を確認してください。・住所、氏名変更がある場合は、裏面のコピーも必要です。
④	パスポート（日本国発行のもの）	<ul style="list-style-type: none">・顔写真部分と所持人記入箇所及び外務大臣印の記載箇所の3枚のコピーが必要です。・氏名変更等で追記がある場合は、当該部分も必要です。 <p>※2020年から発券された住所記載のない新パスポートは本人確認書類としてご利用できません。</p>
⑤	個人番号カード	<ul style="list-style-type: none">・表面のコピーが必要です。裏面を個人番号確認書類としてご利用いただけます。・住所、氏名、生年月日の記載を確認してください。 <p>※住所、氏名変更がある場合は、役所で追記等手続き済みのものでないと利用できません。</p>
⑥	在留カード 特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">・住所、氏名変更がある場合は、裏面のコピーも必要です。・公印も鮮明にコピーしてください。
⑦	印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none">・お届出印の紛失届時は必ず必要です。コピー不可
⑧	住民票の写し、または住民票の記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none">・発行日、公印があるページまで必要です。コピー不可

※①～⑥の書類は、**A4紙にコピー**したものを送付していただきます。なお、**当社が到着確認した時点**で有効期限内のものに限ります。

※⑦、⑧の書類は、原本を送付してください。なお、当社が到着確認した時点で6ヶ月以内に発行されたものに限ります。（原本は返却いたしません）

※外国籍のお客様は、⑥の書類をご提出ください。

※「申込書」や「届出書」は、お申込者自筆で記入してください。その際、記入された住所、氏名および生年月日と同一の上記の確認書類をご用意ください。本人確認書類と同一で無い場合は不備となり、口座開設やお届出内容の変更ができませんのでご注意ください。

※本籍、保険、医療等を含む情報（コピー）は、当該箇所を黒塗りしてご提出ください。ただし、住所欄について「本籍地と同上」との記載がある場合は、塗りつぶさないでください。

証券総合取引口座を開設するには？（個人番号確認書類）

◆個人番号確認書類（いずれか1通）

	個人番号書類の名称	ご注意事項
①	個人番号カード（両面）	<ul style="list-style-type: none">・ A 4 紙にコピーしたものを送付いただきます。・ 当社が到着確認した時点で有効期限内のものに限ります。・ 表面を本人確認書類、裏面を個人番号確認書類としてご利用いただけます。
②	通知カード※	<ul style="list-style-type: none">・ 変更がある場合は、裏面のコピーも必要です。・ 記載事項が本人確認書類と一致しているものに限ります。 <p>※法改正により通知カードは2020年5月25日（月）に廃止されました。その為、氏名・住所変更等により、本人確認書類と通知カード記載の氏名・住所等に相違がある場合、「通知カード」はマイナンバーを証明する書類として使用することができません。記載事項が本人確認書類と一致している「マイナンバーカード」または「マイナンバー記載のある住民票の写し」をご提出ください。</p>
③	個人番号の記載のある住民票の写し または記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 原本のまま送付してください。（原本の返却はいたしません）・ 当社が到着確認した時点で6ヶ月以内に発行されたものに限ります。・ 発行日、公印があるページまで必要です。・ 個人番号の記載のあるもの（本人確認書類と兼用できます）